

株式交換に係る事前開示書面(追加開示事項)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条第 6 号に基づく変更後の事項の開示)

2023 年 4 月 3 日

株式会社八十二銀行

株式交換に係る事前開示書面（追加開示事項）

2023年4月3日

長野県長野市大字中御所字岡田178番地8

株式会社八十二銀行

取締役頭取 松下 正樹

株式会社八十二銀行（以下「当行」といいます。）は、当行を株式交換完全親会社、株式会社長野銀行を株式交換完全子会社とする株式交換について、2023年3月2日付で会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく事前開示事項を備え置きしておりますが、当行による自己株式の取得状況に変更が生じました。

つきましては、会社法施行規則第193条第6号に従い、別紙のとおり変更後の自己株式の取得状況を記載した書面を備え置きいたします（変更箇所は下線部となります。）。

以 上

別紙 変更後の自己株式の取得状況

② 自己株式の取得

当行は、2022年4月28日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること、及び同法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議しております。

I. 取得に係る事項の内容

(ア)取得対象株式の種類：普通株式

(イ)取得する株式の総数：20,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4.08%）

(ウ)株式の取得価額の総額：10,000,000,000円（上限）

(エ)取得期間：2022年5月2日～2023年3月31日

(オ)取得方法：自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を含む市場買付

II. 消却に係る事項の内容

(ア)消却する株式の種類：普通株式

(イ)消却する株式の総数：20,000,000株

（消却前発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合 3.91%）

(ウ)消却予定日：2022年5月20日

なお、当行は、上記決議に基づき、2023年3月31日までに普通株式 18,283,800株（取得価額の総額：9,999,993,400円）を取得するとともに、2022年5月20日に普通株式20,000,000株を消却しております。